

議案第50号関連資料

明石市戸籍・住民票関係手数料徴収条例等の一部改正について

1 改正の目的

コンビニ交付サービスの実施にあたり、市民の利便性の向上とコンビニ交付を推進するため、コンビニ交付の場合の交付手数料を新たに定めるものです。

2 改正の概要

(1) 改正する条例について

- ・明石市戸籍・住民票関係手数料徴収条例
- ・明石市印鑑条例
- ・明石市手数料徴収条例

(2) 改正の内容について

- ・住民票の写し 1通につき100円（参考：窓口交付300円）
- ・印鑑登録証明書 1件につき100円（参考：窓口交付300円）
- ・所得証明書 1件につき100円（参考：窓口交付300円）

3 施行期日

令和4年10月1日

4 その他

(1) コンビニ交付の利用について

全国のコンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機により、年末年始を除く毎日午前6時30分から午後11時まで、住民票等の取得が可能となります。

なお、利用にはマイナンバーカードが必要となります。

(2) 各種証明書宅配サービスについて

行政窓口、コンビニに行くことができない事情のある世帯（高齢者、障害者等）への各種証明書宅配サービスについても令和4年10月実施に向けて進めてまいります。

(3) 窓口交付の手数料について

さらなる市民サービスの向上のため、コンビニ交付の対象となる証明書については、交付の状況を見極めた上で、窓口での交付手数料を見直します。